

特別養護老人ホームほっとはうす千羽ホーム従来型利用料金

1.基本料金

原則として、介護報酬料金(各種加算を含む)の1割(一定以上所得のある方は2割)と居住費及び食費等の合計額が契約者の負担となります。ただし、介護保険利用者負担減免認定、居住費・食費について特定負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額を負担限度とします。要介護度等に応じた合計金額をお支払い下さい。

(1日あたり)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 介護福祉施設サービス費 :多床室 :従来型個室	5,470 円	6,140 円	6,820 円	7,490 円	8,140 円
2 日常生活継続支援加算	360 円	360 円	360 円	360 円	360 円
3 栄養マネジメント加算	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円
4 看護体制加算 I	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
5 夜勤職員配置加算	130 円	130 円	130 円	130 円	130 円
6 個別機能訓練加算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
7 介護職員処遇改善加算 I :多床室 :従来型個室	520 円	580 円	630 円	690 円	740 円
8 介護報酬自己負担額 (1～7の合計額の1割分):多床室 :従来型個室	678 円	751 円	824 円	897 円	967 円
9 居住費 :多床室 :従来型個室	840 円 1,150 円	840 円 1,150 円	840 円 1,150 円	840 円 1,150 円	840 円 1,150 円
10 食費	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円
11 合計金額(8～10) :多床室 :従来型個室	2,898 円 3,208 円	2,971 円 3,281 円	3,044 円 3,354 円	3,117 円 3,427 円	3,187 円 3,497 円
12 口腔衛生管理体制加算(1月につき)	300円(自己負担額は30円)				

***介護保険負担割合が2割の方は、介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍になります。**

***介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更します。**

【日常生活継続支援加算について】

- ・介護福祉士の数が、入所者6人に対して1人以上で、かつ①～③のいずれかに該当する場合に加算されます。
 - ①「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上
 - ②「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が入所者の65%以上
 - ③たんの吸引等が必要な者の占める割合が入所者の15%以上

【栄養マネジメント加算について】

・常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。

【看護体制加算 I について】

- ・常勤の正看護師を配置しています。

【夜勤職員配置加算について】

- ・夜勤等を行う介護・看護職員の数が、基準を1人以上上回っています。

【個別機能訓練加算について】

- ・利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。

【口腔衛生管理体制加算について】

・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っています。

【介護職員処遇改善加算 I について】(基本サービス利用料金+各種加算料金)×8.3%

・介護職員の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業所が講じている場合に加算されます。(1円未満の端数は四捨五入して表記してあります。)

◎外泊、入院時の費用について

・多床室、従来型個室：外泊や入院の場合は1月に6日を限度として、外泊時加算を算定しますが、それ以外の期間は、利用者負担段階に関係なく居住費をお支払い頂きます。

◎従来型個室の利用に関する利用料の特例について

- ・従来型個室を利用される方で、次に該当する場合は多床室の利用料金で算定します。
 - *感染症などにより、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方(30日以内)
 - *著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室の利用が必要であると医師が判断した方

◎各種加算

- ・外泊時加算 : 2,460円/日(自己負担額は原則246円)入院・外泊の際、1月に6日を限度として算定します。
- ・初期加算 : 300円/日(自己負担額は原則30円)入所日から30日間を限度に算定します。30日を超える病院等への入院後、再入所された場合も同様です。
- ・療養食加算 : 180円/日(自己負担額は原則18円)医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。
- ・経口移行加算 : 280円/日(自己負担額は原則28円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・経口維持加算(I) : 4,000円/月(自己負担額は原則400円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・看取り介護加算 : 12,800円/日(自己負担額は原則1,280円)死亡日
 : 6,800円/日(自己負担額は原則 680円)死亡日の前日、前々日
 : 1,440円/日(自己負担額は原則 144円)前4~30日
 利用者又は家族の同意を得て、職員が共同して看取り介護を行った場合に算定します。

2.その他の利用料金:以下のサービスは利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
特別な食事	実費	理髪	実費
複写物の交付	1枚:10円	毛染め	実費
クラブ活動	実費	顔剃り	実費
日常生活品	実費		

*おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。
 *経済状況の著しい変化等がある場合、相当な額に変更することがあります。

◎収入による配慮:世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、居住費及び食費の負担額に上限が設定されます。ただし世帯が違っていても配偶者が課税されている場合や預貯金の金額が基準額(配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円)以上の場合は対象外となります。

(1日あたり)

	第1段階	第2段階	第3段階
居住費 : 多床室	0円	370円	370円
: 従来型個室	320円	420円	820円
食費	300円	390円	650円

(利用者負担段階)

- ・第1段階:生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・第2段階:市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- ・第3段階:市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超えから266万円未満の方など)
- ・第4段階:上記以外の方

特別養護老人ホームほっとはうす千羽ふたば館ユニット型利用料金

1. 基本料金

原則として、介護報酬料金(各種加算を含む)の1割(一定以上所得のある方は2割)と居住費及び食費等の合計額が契約者の負担となります。ただし、介護保険利用者負担減免認定、居住費・食費について特定負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額を負担限度とします。要介護度等に応じた合計金額をお支払い下さい。

(1日あたり)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1 小規模介護福祉施設サービス費 :ユニット型個室	7,660 円	8,290 円	8,970 円	9,600 円	10,220 円
2 日常生活継続支援加算	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
3 栄養マネジメント加算	140 円	140 円	140 円	140 円	140 円
4 看護体制加算 I	40 円	40 円	40 円	40 円	40 円
5 個別機能訓練加算	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
6 介護職員処遇改善加算 I :ユニット型個室	700 円	750 円	810 円	860 円	910 円
7 介護報酬自己負担額 (1～6の合計額の1割分) :ユニット型個室	912 円	980 円	1,054 円	1,122 円	1,189 円
8 居住費 :ユニット型個室	1,970 円	1,970 円	1,970 円	1,970 円	1,970 円
9 食費	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円	1,380 円
10 合計金額(6～8) :ユニット型個室	4,262 円	4,330 円	4,404 円	4,472 円	4,539 円
11 口腔衛生管理体制加算(1月につき)	300円(自己負担額は30円)				

***介護保険負担割合が2割の方は、介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍になります。**

*介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更します。

【日常生活継続支援加算について】

・介護福祉士の数が、入所者6人に対して1人以上で、かつ①～③のいずれかに該当する場合に加算されます。

- ①「新規」入所者のうち、要介護4・5の占める割合が70%以上
- ②「新規」入所者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が入所者の65%以上
- ③たんの吸引等が必要な者の占める割合が入所者の15%以上

【栄養マネジメント加算について】

・常勤の管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成します。

【看護体制加算 I について】

・常勤の正看護師を配置しています。

【個別機能訓練加算について】

・利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行います。

【口腔衛生管理体制加算について】

・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っています。

【介護職員処遇改善加算 I について】(基本サービス利用料金+各種加算料金)×8.3%

・介護職員の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を事業所 が講じている場合に加算されます。(1円未満の端数は四捨五入して表記してあります。)

◎外泊、入院時の費用について

・多床室、従来型個室：外泊や入院の場合は1月に6日を限度として、外泊時加算を算定しますが、それ以外の期間は、利用者負担段階に関係なく居住費をお支払い頂きます。

◎各種加算

- ・外泊時加算 : 2,460円/日(自己負担額は原則246円)入院・外泊の際、1月に6日を限度として算定します。
- ・初期加算 : 300円/日(自己負担額は原則30円)入所日から30日間を限度に算定します。30日を超える病院等への入院後、再入所された場合も同様です。
- ・療養食加算 : 180円/日(自己負担額は原則18円)医師の発行する食事せんに基づき適切な栄養量及び内容の食事が提供された場合に算定します。
- ・経口移行加算 : 280円/日(自己負担額は原則28円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・経口維持加算(I) : 4,000円/月(自己負担額は原則400円)医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士が、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口の食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
- ・看取り介護加算 : 12,800円/日(自己負担額は原則1,280円)死亡日
: 6,800円/日(自己負担額は原則680円)死亡日の前日、前々日
: 1,440円/日(自己負担額は原則144円)前4～30日
利用者又は家族の同意を得て、職員が共同して看取り介護を行った場合に算定します。

2.その他の利用料金：以下のサービスは利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
特別な食事	実費	理髪	実費
複写物の交付	1枚:10円	毛染め	実費
クラブ活動	実費	顔剃り	実費
日常生活品	実費		

*おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

*経済状況の著しい変化等がある場合、相当な額に変更することがあります。

◎収入による配慮：世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、居住費及び食費の負担額に上限が設定されます。ただし世帯が違っていても配偶者が課税されている場合や預貯金の金額が基準額(配偶者がいる方は合計2,000万円、配偶者がいない方は1,000万円)以上の場合は対象外となります。

(1日あたり)

	第1段階	第2段階	第3段階
居住費：ユニット型個室	820円	820円	1,310円
食費	300円	390円	650円

〈利用者負担段階〉

- ・第1段階：生活保護受給者又は、市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
- ・第2段階：市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
- ・第3段階：市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の方(課税年金収入が80万円超えから266万円未満の方など)
- ・第4段階：上記以外の方